

「短期滞在」査証申請のための提出書類一覧表

2026年9月1日

■日本国内において収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行うことは認められません。

渡航目的	短期商用等	親族・知人訪問	観光
	会議出席、業務連絡、商談、宣伝、アフターサービス、市場調査等、文化交流、スポーツ交流等	配偶者、血族・姻族3親等内の方の訪問、知人・友人訪問	
提出書類	ア 査証申請人が準備するもの		
	①旅券 ②査証申請書 / 記入例 1通 （ロシア、CIS諸国、ウクライナ、ジョージア国籍の方は2通） ③写真 1葉 （ロシア、CIS諸国、ウクライナ、ジョージア国籍の方は2葉） ④利用予定の航空便又は船便が記載された書類 （出入国予定日がわかるもの） ⑤商用であることを証するいずれかの書類 ・所属先からの出張命令書 ・派遣状 ・これらに準ずる文書 ⑥在職証明書 ⑦韓国の外国人登録証の表裏の写し	①旅券 ②査証申請書/ 記入例 1通 （ロシア、CIS諸国、ウクライナ、ジョージア国籍の方は2通） ③写真 1葉 （ロシア、CIS諸国、ウクライナ、ジョージア国籍の方は2葉） ④利用予定の航空便又は船便が記載された書類 （出入国予定日がわかるもの） ⑤渡航費用支弁能力を証するいずれかの書類 （申請人本人が渡航費用を負担する場合） ・公的機関が発給する所得証明書 ・預金残高証明書や銀行ステートメント ⑥親族（知人・友人）関係を証する書類 ・親族訪問の場合…出生証明書、婚姻証明書、戸籍謄本（写しも可）等 ・知人・友人訪問の場合…写真、e-mail、通話記録、手紙等 ⑦韓国の外国人登録証の表裏の写し	①旅券 ②査証申請書/ 記入例 1通 （ロシア、CIS諸国、ウクライナ、ジョージア国籍の方は2通） ③写真 1葉 （ロシア、CIS諸国、ウクライナ、ジョージア国籍の方は2葉） ④利用予定の航空便又は船便が記載された書類 （出入国予定日がわかるもの） ⑤渡航費用支弁能力を証するいずれかの書類 ・公的機関が発給する所得証明書 ・預金残高証明書や銀行ステートメント ⑥滞在予定表 ⑦韓国の外国人登録証の表裏の写し
	イ 日本側（招へい機関等）で準備するもの		
	⑧招へい理由書又は在留活動を明らかにするいずれかの書類 ・会社間の取引契約書 ・会議資料等 ⑨申請人名簿（2名以上の申請人が同時に査証申請を行う場合のみ） ⑩滞在予定表	⑧招へい理由書 ⑨招へい理由に関する資料（例：卒業式や結婚式などの日程がわかる案内状、診断書等） ⑩申請人名簿（2名以上の申請人が同時に査証申請を行う場合のみ） ⑪滞在予定表	
ウ 日本側（招へい機関等）が申請人の渡航費用を負担する場合に準備するもの			
⑪身元保証書 ⑫法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書（注） ・上場企業は会社四季報写しを提出することで、法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書は提出不要です。 ・個人招へいの場合は、法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書の代わりに「在職証明書」を提出してください。	⑫身元保証書 ⑬身元保証人による渡航費用支弁能力の証明に係わる次の3種類の書類のいずれか1点以上。 なお、源泉徴収票は不可。 ・直近の総所得が記載されている「課税(所得)証明書」（市区町村役場発行） ・「納税証明書(様式その2)」(税務署発行) ・預金残高証明書 ⑭住民票：世帯全員の続柄が記載されているも ⑮（外国人の方のみ）有効な在留カード（又は特別永住者証明書）の表裏コピー、住民票（マイナンバー（個人番号）、住民票コード以外の記載事項が省略されていないもの）、旅券コピー		

※ ビザの審査は、基本的に提出された書類により行われますが、必要に応じ書類の追加提出を求める場合があります。